| | |
|---|---|
| ⑷　客観的な根拠に基づかない「ナチュラル」、「天然」、「自然」、「生」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 | ⑸　（同左） |
| ⑸　客観的な根拠に基づかない「最高級」、「極上」、「高級」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 | ⑹　（同左） |
| ⑹　原産国について誤認されるおそれがある表示 | ⑺　（同左） |
| ⑺　賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示 | ⑻　（同左） |
| ⑻　他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示 | ⑼　（同左） |
| ⑼　商品名、商標、意匠その他の事項について、他の事業者の製品と同一又は著しく類似した表示 | ⑽　（同左） |
| ⑽　前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 | ⑾　（同左） |
| （公正取引協議会の設置） | （公正取引協議会の設置） |
| **第７条**　この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。 | **第７条**　この規約を適正に施行するため、日本パン公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| （公正取引協議会の事業内容） | （公正取引協議会の事業内容） |
| **第８条**　公正取引協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。 | **第８条**　公正取引協議会は、次の事業を行う。 |
| ⑴～⑼　（略） | ⑴～⑼　（略） |
| （違反に対する調査） | （違反に対する調査） |
| **第９条**　公正取引協議会は、第３条、第４条又は第６条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。 | **第９条**　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。 |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| （違反に対する措置） | （違反に対する措置） |
| **第10条**　公正取引協議会は、第３条、第４条又は第６条の規定に違反する事実があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施する旨を文書をもって警告することができる。 | **第10条**　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定に違反する事実があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施する旨を文書をもって警告することができる。 |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |

**附　則**

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

## ○消費者庁及び公正取引委員会告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、不動産の表示に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

消費者庁長官　福嶋　浩彦

一　不動産公正取引協議会連合会（会長　南　　敬介）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十四年五月十七日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

**別記**

不動産の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （用語の定義） | （用語の定義） |
| **第４条**　（略） | **第４条**　（略） |
| ２～５　（略） | ２～５　（略） |
| ６　この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | ６　（同左） |
| ⑴・⑵　（略） | ⑴・⑵　（略） |
| ⑶　予告広告　分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション、新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートであって、価格等が確定していないため、直ちに取引することができない物件について、その本広告（第８条に規定する必要な表示事項をすべて表示して物件の取引の申込みを勧誘するための広告表示をいう。）に先立ち、その取引開始時期をあらかじめ告知する広告表示をいう。 | ⑶　予告広告　分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション又は新築賃貸マンションであって、価格等が確定していないため、直ちに取引することができない物件について、その本広告（第８条に規定する必要な表示事項をすべて表示して物件の取引の申込みを勧誘するための広告表示をいう。）に先立ち、その取引開始時期をあらかじめ告知する広告表示をいう。 |
| ⑷　（略） | ⑷　（略） |
| ⑸　シリーズ広告　分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション、新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートに関する広告表示であって、一の企画に基づき、１年以内に、順次、連続して４回以上又は６か月以内に３回以上にわたって行う一連の広告表示をいう。 | ⑸　シリーズ広告　分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション又は新築賃貸マンションに関する広告表示であって、一の企画に基づき、１年以内に、順次、連続して４回以上又は６か月以内に３回以上にわたって行う一連の広告表示をいう。 |